

建設業の働き方改革には、**発注者の協力**が必要です！

建設業では恒常的な人手不足や働く方の高齢化が進行しています。建設業の将来の担い手確保のためにも魅力ある職場環境を実現する「働き方改革」を進めることが重要であり、そのためには発注者の皆さまのご理解が不可欠となっています。

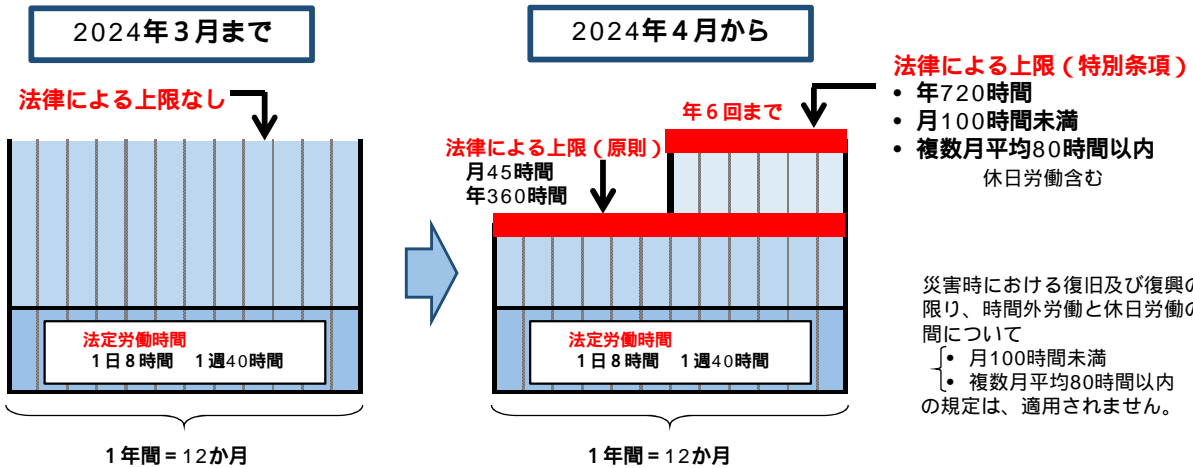
建設業でも長時間の時間外労働はできません！

CHECK

労働者の健康を確保するため、建設業においても、時間外労働の上限規制の適用が始まりました。

これまで建設業では時間外労働の上限規制が適用されませんでした。2024年4月からは、原則として一般業種と同様の上限規制が適用され、以前のような長時間労働はできなくなりました。

建設業における時間外・休日労働の上限規制のイメージ



土曜日の勤務が多いと、上限時間を超えるおそれ！

CHECK

建設現場では、工期等により4週6休程度の休日を採用しているところが多く、週6日勤務をせざるを得ない実態にあります。

土曜日(1週間で6日目)の勤務は、週40時間を超えるため、時間外労働となります(下表参照)。1か月すべての土曜日に勤務すると、それだけで月40時間程度の時間外労働となります。

さらに、各日にも時間外労働があると、時間外労働の上限時間にすぐに達してしまい、それ以上働くことができなくなります。

1日の所定労働時間を8時間、法定休日を毎週日曜日とし、変形労働時間制を採用しない場合。

日	月	火	水	木	金	土
休日	8時間	8時間	8時間	8時間	8時間	8時間

月曜日から金曜日までは
8時間 / 1日 × 5日間 = 40時間となり、
週40時間以内に収まります。

月曜日から金曜日までの勤務で週40時間に
達するため、土曜日の8時間勤務について
は、すべて**時間外労働**として取り扱うこと
になります。

建設業の
残業時間を減らすために
発注者ができることは
何だろうか？
裏面で
たしかめよう！



工事の発注は、適正な工期設定 をお願いします！

著しく短い工期を設定することは、建設業で働く方の長時間労働の原因となり、休暇が取りづらくなることにつながります。工事を発注（契約）する場合は、時間外労働の上限規制を考慮した適正な工期を設定するよう心がけてください。

著しく短い工期での契約は、建設業法違反です！

CHECK

違反した場合、国土交通大臣等による勧告を受けたり、発注者名等が公表されたりすることがあります。

建設業法では、「注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない」と定め、「**著しく短い工期**」での契約を禁止しています。

建設工事において適正な工期を確保するために定められた「工期に関する基準」では、**公共工事・民間工事を問わず**、発注者の責務として、工期の設定にあたっては、時間外労働の上限規制等を考慮するよう求めています（下表参照）。

<p>発注者は時間外労働の上限規制を遵守して行う工期の設定に協力し、当該規制への違反を助長しないよう十分留意すること</p> <ul style="list-style-type: none">時間外労働の上限規制を上回る違法な時間外労働時間を前提として設定される工期は、発注者と受注者との間で合意している場合であっても「著しく短い工期」と判断されます。
<p>各工程に遅れを生じさせるような事象等について受注者から報告を受けた場合、受発注者間で協議して必要に応じて契約変更を行うこと</p> <ul style="list-style-type: none">工期延長や、工期が延長できず後工程の作業を短期間で実施せざるを得ない場合等は、必要に応じて、必要となる請負代金額（人件費等）の変更等を行うこと

土曜日の時間外労働をなくすため

「土日一斉閉所」運動を実施しています！



土日一斉閉所
キャラクター
やすみん

CHECK

建設業界では、土曜日と日曜日を休日とすることで、時間外労働の上限規制を守り、建設業の働き方改革を推進するため、「土日一斉閉所」運動を展開しています。

そのためには、発注者の皆さまにご協力いただき、工事現場で働く労働者の休日数も考慮した上で、工期を設定することが必要です。

「建設業の時間外労働の上限規制」の詳細については
こちら



「工期に関する基準」の詳細については
こちら



ご協力をお願いいたします。



滋賀県建設業関係労働時間削減推進協議会

厚生労働省滋賀労働局・国土交通省近畿地方整備局・滋賀県
一般社団法人滋賀県建設業協会・一般社団法人滋賀経済産業協会